




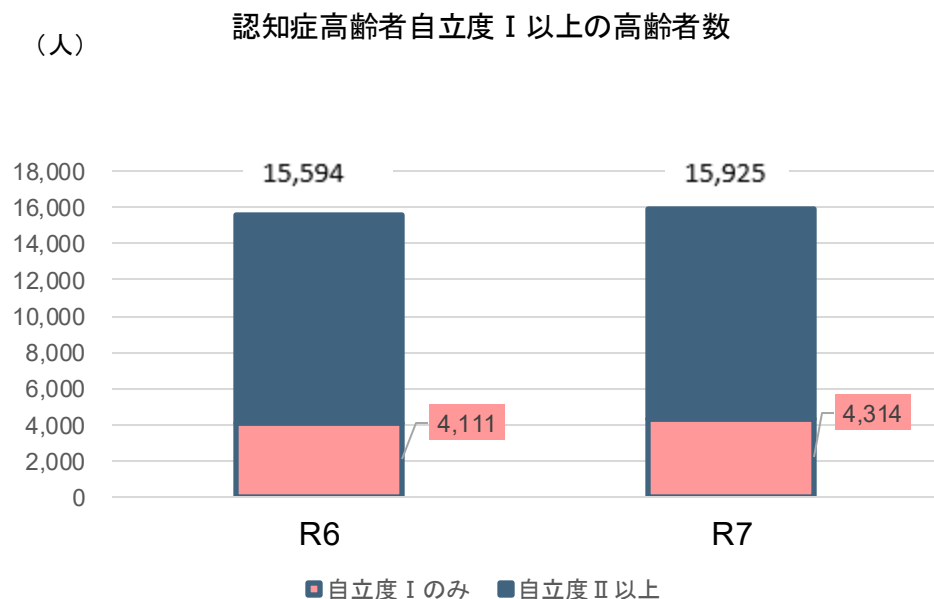


# 認知症施策推進計画

# 前橋市の認知症ケアパス(認知症施策体系図)

認知症の段階	元気 MCI(軽度認知障害) 認知症のように生活に支障はないが、もの忘れが多くなる認知症の前段階。	自立	認知症(初期)	認知症(中期)	認知症(後期)
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりや介護予防に取り組む</li> <li>地域とのつながり(社会参加)を大事にする</li> <li>健診を定期的に受け、生活習慣病などの改善に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>もの忘れが増えるが自覚もある(人からも言われ始める)</li> <li>日常生活は自立しているが、計算間違いや漢字のミスが増える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じことを何度も聞くようになる</li> <li>物や人の名前が出てこない</li> <li>置き忘れやしまい忘れが増える</li> <li>料理や買い物、金銭管理などが難しくなってくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「物を盗られた」などの発言をする</li> <li>洋服の着替えがうまくできなくなる</li> <li>家までの帰り道が分からなくなる</li> <li>書字・読字が苦手になる</li> <li>もの忘れの自覚がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、トイレ、お風呂、移動などの日常生活に関することが、誰かの助けがないと難しい</li> <li>車いすやベッド上での生活が長くなる</li> <li>言葉数は少なくなるが、感覚(目・耳・鼻などの機能)は残っている</li> </ul>
家族の心得・対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人と一緒に認知症予防に関する取り組みを実践</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢のせいせず、気になり始めたら、早めにかかりつけ医や各種窓口相談</li> <li>〇〇先生のところまで相談してみようか?</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じことを聞かれても、きちんと返答</li> <li>何でもかんでも取り上げず、本人ができないことだけをサポート</li> <li>認知症についての勉強や介護保険サービスの利用を開始する</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな症状が現れてきて疲れる時期。人の助けを借りよう</li> <li>通所系サービスのみでは困難、訪問系や泊まり系サービスなどの検討を</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が安心できる環境づくりを心掛ける</li> <li>最期の迎え方について家族間で話し合いをしておく</li> </ul> 
介護保険サービス			介護保険サービス(P. 18)		
相談機関	地域包括支援センター(P. 8~19)	認知症相談窓口(P. 20~21)	車の運転・免許返納(P. 21)	若年性認知症(P. 24~25)	悪質商法(P. 27)
医療機関			認知症初期集中支援チーム(P. 20)	認知症対応医療機関(P. 22~23)	認知症疾患医療センター(P. 24)
権利擁護・安否確認・見守り			行方不明者の手配(P. 28) 見守りキーホルダー登録事業(P. 28) GPS端末貸出事業(P. 29)	日常生活自立支援事業(P. 27)	成年後見制度(P. 26)
認知症予防・閉じこもり予防	まえばしおれんじカフェ・前橋市はつつカフェ・認知症サポーター・ 介護予防教室・ピンシャン元気体操・ピンシャン体操クラブ		オレンジパートナーまえばし・より道しませんか◎まえばし話楽笑る会(本人ミーティング)(P. 30~31) ふれあいいきいきサロン(P. 29~30)		

## 認知症高齢者の状況



※「認知症高齢者自立度 I」は、何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している状態

### ①要介護認定申請の主治医意見書からみる認知症高齢者の状況

認知症高齢者(認知症高齢者自立度 I 以上の高齢者)は、令和6年から令和7年にかけて331人増加している。そのうち、自立度 I の高齢者は令和6年の4,111人から令和7年には4,314人と203人増加している。

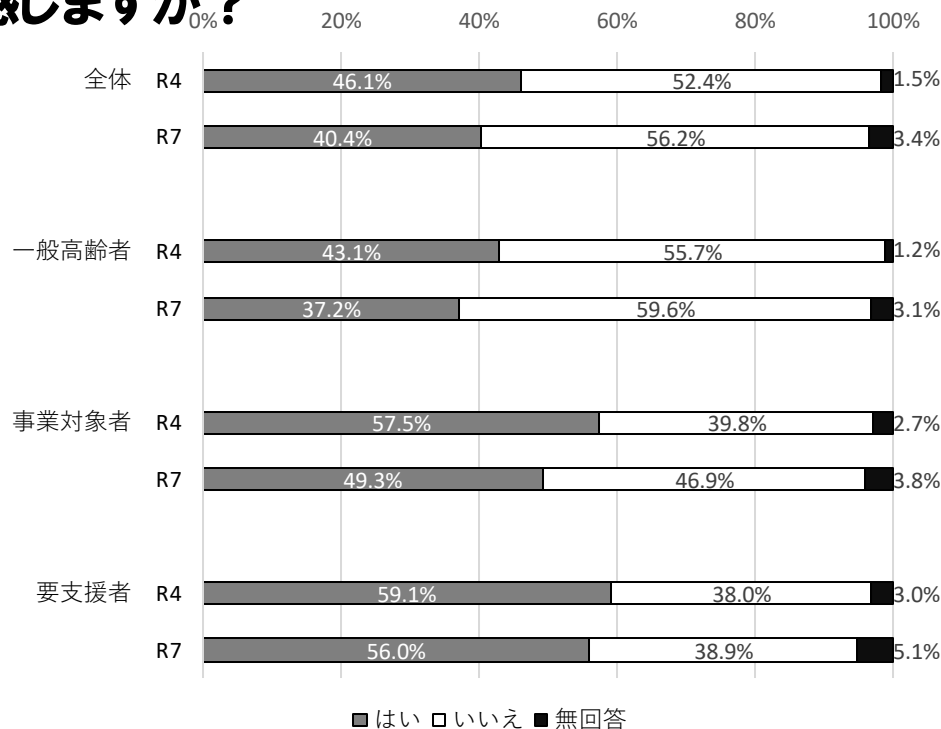
②国のMCI(軽度認知障害)の状況は65歳以上の高齢者の28%と言われており、本市の65歳以上の高齢者に置き換えると約28,000人となり、潜在的に多くのMCIが存在すると推測される。

※MCIは認知機能の低下は感じるものの日常生活に支障が生じるほど大幅な低下でない、認知症の一手手前の状態

## 認知症高齢者の状況

### ニーズ調査(R4→R7)

#### ●物忘れが多いと感じますか？



R4→R7で物忘れが多いと感じる人の割合が全体では46.1%から40.4%と5.7ポイント減少した。特に事業対象者は8.2ポイント減少しており、減少率が高い。

# 認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

## 前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
  - 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。  
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

## Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

## Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

## Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

## 基本的施策（抄）

### 1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

### 2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

### 3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

### 4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

### 5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

### 6. 相談体制の整備等

- 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

### 7. 研究等の推進等

- 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

### 8. 認知症の予防等

- 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

### 9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

### 10. 多様な主体の連携

- かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

### 11. 地方公共団体に対する支援

- 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

### 12. 国際協力

- 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

【認知症施策】9期⇒10期への**主な変更点(案)** ①②③

① **基本的な考え方: 9期...認知症大綱を反映 → 10期...認知症基本法を反映**

■9期 まえばしスマイルプラン

●「認知症施策推進大綱」(令和元年～令和7年)を反映

基本的な考え方  
(国の計画:前文)

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、  
「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

■10期 まえばしスマイルプラン

●「認知症基本法」第11条に基づく国の「認知症施策推進基本計画」(令和6年12月～令和11年)を反映

基本的な考え方  
(国の計画:前文)

基本法に明記された  
「共生社会の実現」を目指す

認知症の人の声を尊重し、  
「新しい認知症観」に基づき施策を推進する

基本的な方向性  
(国の計画:前文)

①「新しい  
認知症観」  
に立つ

②認知症を  
自分ごととして  
考える

③認知症の人等  
との  
参画・対話

④多様な  
主体の  
連携・協働

② 事業に基づいた取組案→目指す姿に向けた取組案へ

